

【 検 査 】**５７５ デクスメトミジン塩酸塩（上部消化管内視鏡検査時）の算定について**

《令和７年６月３０日》

○ 取扱い

上部消化管内視鏡検査時におけるデクスメトミジン塩酸塩（プレセデックス静注液等）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

デクスメトミジン塩酸塩（プレセデックス静注液等）は、脳内青斑核に分布する中枢性 α_2 アドレナリン受容体を介して、大脳皮質等の上位中枢の興奮・覚醒レベル上昇を抑制することにより鎮静作用を発現する医薬品であり、上部消化管内視鏡検査時の鎮静に使用されることも考えられるが、添付文書の効能・効果は「集中治療における人工呼吸中及び離脱後の鎮静、成人の局所麻酔下における非挿管での手術及び処置時の鎮静」である。

当該薬剤は呼吸抑制が軽度との利点はあるが、循環器系に関しては、交感神経緊張状態での著しい血圧低下、高度の徐脈（特にカルシウム拮抗薬、ジギタリス製剤、 β 遮断薬との併用時）、冠動脈攣縮による狭心症（東洋系に多い）の発症など、重篤な副作用が高頻度に発現することが注意喚起されている（麻酔薬および麻酔関連薬使用ガイドライン第３版 日本麻酔科学会 ２０１９年）。

以上のことから、上部消化管内視鏡検査時におけるデクスメトミジン塩酸塩（プレセデックス静注液等）の算定は、原則として認められないと判断した。

なお、内視鏡検査時の鎮静に関しては、「原則として、「ミダゾラム【注射薬】」を「消化器内視鏡検査及び消化器内視鏡を用いた手術時の鎮静」に対して使用した場合、当該使用事例を審査上認める。」として審査情報提供されている（令和５年２月２７日）。